

令和 8 年 1 月

お客様各位

新潟県信用組合

特殊詐欺等撲滅に向けた新潟県警察との連携・協力に関する協定の締結 および「情報共有型連携」の運用開始について

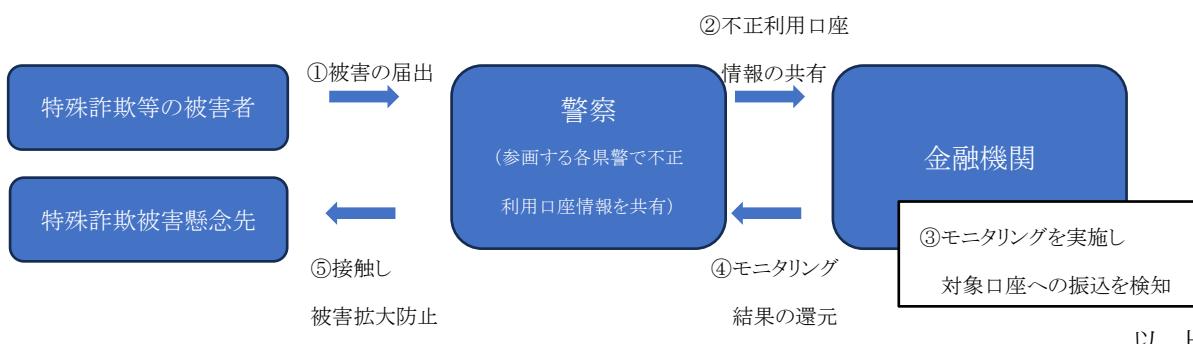
新潟県信用組合（理事長：赤川 新一）は、新潟県警察（本部長：滝澤 依子、以下、新潟県警）と「特殊詐欺等撲滅に向けた情報の連携・協力に関する協定」（以下、「本協定」）を締結し、県内金融機関と新潟県警が連携して詐欺被害の拡大防止につなげる「情報共有型連携」の運用を、下記のとおり、開始しました。

当組合を含む県内金融機関と新潟県警では、これまでも、特殊詐欺等の発生および被害の拡大防止に向けた取組みを連携して進めておりますが、近年、特殊詐欺等の手口が一層複雑かつ巧妙化し、被害が拡大しております。本件は、こうした被害から県民を守ることを目的に、県内金融機関と新潟県警との連携をより一層強化する取り組みです。

当組合は、新潟県内における特殊詐欺等の発生および不正な口座利用を防止し、犯罪行為から地域のみなさまの大切な財産を守るよう努めてまいります。

記

1. 「本協定の締結日」および「情報共有型連携」の運用開始日
 - ・令和 7 年 11 月 27 日（木）
2. 「情報共有型連携」の概要
 - ・「情報共有型連携」は警察と金融機関が不正利用口座情報を共有し、詐欺被害の拡大防止や犯罪者検挙につながる取り組みとして、令和 6 年 10 月に埼玉県警察と埼玉県内の金融機関が協定を締結して運用が開始された連携スキームです。
 - ・警察が保有する不正利用口座情報を金融機関へ共有し、金融機関は当該口座への振り込みをモニタリングし、特殊詐欺が疑われる取引を検知した場合、即座に警察へ還元します。
 - 情報提供を受けた警察は、被害が懸念されるお客さまに接触し被害の拡大防止を図ります。
 - ・本スキームは他県にも運用が拡大しており、現在、新潟県を含む 11 県の警察が参画し、共有する不正利用口座情報を各県の警察から地元金融機関へ提供する体制になっております。



以上